

<申告書の作成>

- ・各科目（各仕訳）のチェック
 - ・勘定科目内訳書の作成
 - ・消費税の申告書の作成
 - ・仮決算書の作成
- が完了すれば、いよいよ申告書の作成となります。

まず最初に、法人税の申告書の仕組みについて、理解していただきます。

<申告書の仕組み>

- 1、 会計上の損益計算書、貸借対照表をもとにして、税務上の損益計算書、貸借対照表につくります。
- 2、 税務上の損益計算書は別表 4 というシートです。
- 3、 税務上の貸借対照表は別表 5（1）というシートです。
- 4、 別表 4 の数字をもとに、法人税額を計算するシートが別表 1（1）です。
- 5、 その他の別表は別表 4 および別表 5（1）を補完し、交際費の損金不算入など個別の計算をするためのシートです。
- 6、 法人県民税の申告書は第 6 号様式といい、別表 4 をもとに作成します。
- 7、 法人市町村民税の申告書は第 20 号様式といい、別表 1（1）をもとに作成します。
→別表 4 と別表 5（1）を理解することが最も大切となります。

<各別表の役割>

主な別表の役割は以下のとおりです。

別表 1（1）	法人税額の算出
別表 2	同族会社の判定
別表 3（1）	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算
別表 4	所得の金額に関する明細書（税務上の損益計算書）
別表 5（1）	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書 （税務上の貸借対照表）
別表 5（2）	租税公課の納付状況
別表 6（1）	利子、配当などの源泉所得税控除のための明細
別表 7（1）	欠損金の明細
別表 8	受取配当金の益金不算入

別表 11 (1)	個別評価の貸倒引当金
別表 11 (2)	一括評価の貸倒引当金
別表 11 (3)	退職給与引当金の益金算入
別表 14 (1)	特殊支配同族会社の判定、役員報酬の損金不算入
別表 14 (1) 付表	特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算
別表 14 (2)	寄付金の損金算入の明細
別表 15	交際費の損金算入の明細
別表 16 (1)	減価償却の明細 (定額法)
別表 16 (2)	減価償却の明細 (定率法)
別表 16 (5)	繰延資産の償却
別表 16 (6)	少額減価償却資産の損金算入の特例
別表 16 (7)	一括償却資産の損金算入の明細
特別償却の付表	特別償却の明細
第 6 号様式	法人県民税・法人事業税の計算
第 6 号様式別表 9	欠損金額の明細 (県民税用)
第 9 号の 2 様式	利子割額の明細
第 20 号様式	法人市町村民税の計算

<別表 4 について>

- 1、 税務上の損益計算書です。
- 2、 損益計算書の最終値「当期純利益」を別表 4 の一番上の欄「当期利益または当期欠損の額」に転記します。
- 3、 「加算」の欄には（損金不算入額）と（益金算入額）を記入します。
- 4、 「減算」の欄には（損金算入額）と（益金不算入額）を記入します。
- 5、 別表 4 は他の別表の計算結果を集計する表です。
- 6、 別表 4 の最終値「所得金額または欠損金額」を別表 1 (1) の所得金額または欠損金額に転記して、法人税額を計算します。
- 7、 「留保」とは、主に貸借対照表に反映する項目で、社内に留保された金額をあらわしています。
- 8、 「社外流出」とは、主に貸借対照表に反映しない項目で、会社内に蓄積されずに現金等が流出するものです。交際費の損金不算入などが該当します。
- 9、 主な「加算」項目は次のとおりです。

(留保)

- ① 損金の額に算入した法人税、県民税、市民税
- ② 損金の額に算入した道府県民税利子割
- ③ 損金の額に算入した納税充当金
- ④ 減価償却の超過額
- ⑤ 引当金の繰入限度超過額

- ⑥ その他の当期の否認項目で、「社外流出」以外のもの
- ⑦ その他前期に認容し、当期に否認するもの

(社外流出)

- ⑧ 損金の額に算入した附帯税、加算金、延滞金および過怠金
- ⑨ 交際費等の損金不算入額
- ⑩ 役員給与の損金不算入額
- ⑪ 寄付金の損金不算入額
- ⑫ 法人税額から控除される所得税額

10、主な「減算」項目は次のとおりです。

(留保)

- ① 減価償却超過額の当期認容額
- ② 納税充当金から支出した事業税等の金額
- ③ 法人税等の中間納付額および過誤納にかかる還付金額
- ④ 仮払税金の認容額
- ⑤ 未払事業税の認容額
- ⑥ 引当金繰入限度額の超過額認容
- ⑦ その他当期の認容項目で「社外流出」以外のもの
- ⑧ その他前期に否認し、当期に認容するもの

(社外流出)

- ⑨ 受取配当等の益金不算入額
- ⑩ 所得税額等の還付金額
- ⑪ 欠損金、災害損失金の当期控除額

<別表5(1)について>

- 1、 税務上の(貸借対照表)です。
- 2、 「期首現在利益積立金額」は(前期の申告書)の「翌期首現在利益積立金額」を転記します。
- 3、 「繰越損益金」は貸借対照表の(繰越利益剰余金)と一致します。
- 4、 「納税充当金」は貸借対照表の「未払法人税等」、別表5(2)の「期末納税充当金」と一致します。
- 5、 「未納法人税等」は別表5(2)の「期末現在未納税額」と一致します。

<別表5(2)について>

- 1、 法人税などの租税公課の期首残高、当期の納付の状況、期末残高をあらわします。
- 2、 別表4、別表5(2)と連動している数字が多くあります。

<申告書の作成手順>

私が申告書を作成する手順をまとめてみました。

これまで手順書は作っていませんでしたが、以下のように手順を明確にしておくこと、より正確性が増し、かつ、効率的に申告業務が行えると思います。

- 1、 前年、前々年の決算申告書に、目を通す。
- 2、 前期の申告書から転記出来るところを転記する。
 - ① 別表 5 (1) 一番左の欄 「期首現在利益積立金額」、「期首現在資本等の金額」
 - ② 別表 5 (2) 一番左の欄 「期首現在未納税額」、「期首納税充当金」
 - ③ 別表 7 一番左の欄 「控除未済欠損金額」
- 3、 住所や代表者名、決算確定日、資本金等の金額などを記入する。
 - ① 別表 1 (1) の上部
 - ② 第 6 号様式の上
 - ③ 第 20 号様式の上
- 4、 別表 2 を記入する。

前年と同じ内容になるケースが多い。
- 5、 別表 4 の一番上の欄 (1 ①) に損益計算書の最終値 (当期純利益) を転記する。
- 6、 別表 5 (1) の繰越損益金 (27③、27④) に貸借対照表の繰越利益剰余金を転記する。
- 7、 別表 5 (1) の一番左の欄「期首現在利益積立金額」について
 - ① 今期において、加算または減算となるものがあれば、記入する。
 - ② 別表 4 に転記する。
- 8、 別表 5 (2) に租税公課の納付状況を記入する。

- ①「当期発生額」の欄は法人税、県民税、市民税はその期の分は期末日で「発生」し、事業税は申告納付期限において「発生」する。違いに注意。
- ②「期末納税充当金」は貸借対照表の「未払法人税等」(または納税充当金)と一致。
- ③源泉所得税の法人税額からの控除を受ける場合には、損金不算入の欄に記入すること。
- ④別表 4、別表 5 (1) へ転記する

9、 別表 16 (1)、(2)、(7) など減価償却の明細書を記入する。

- ①「期末現在の帳簿価額」の欄が固定資産台帳、貸借対照表と一致しているか。
- ②「当期償却額」の欄が固定資産台帳、損益計算書と一致しているか。
- ③もし限度額超過があれば、別表 4、別表 5 (1) へ転記する。

10、 別表 15 を記入する。(交際費)

- ① 支出額「5」の欄に損益計算書の交際費より転記する。
- ② 交際費の科目を使っていなくても実質交際費に該当するものがあれば、記入すること。
- ③ 一人あたり 5000 円以下の飲食費の除外を忘れずに。
- ④ 定額控除限度額(資本金 1 億円以下の法人は 400 万円以下の 10%と 400 万円を超える金額が損金不算入となる。)の計算を行う。
- ⑤ 別表 4 へ転記する。

11、 別表 6 (1) を記入する。(源泉所得税控除の明細書)

- ① 預金利息は天引き前の金額に戻すこと。(決算処理で行う)
- ② 預金利息 15%、上場株式の配当 7%。
- ③ 別表 4 へ転記する。

12、 別表 8 を記入する。(受取配当等の益金不算入)

- ① 通常、負債利子の額はゼロ。
- ② 多くの場合、上場株式の配当金の 50%が益金不算入となる。
- ③ 別表 4 へ転記する。

13、 別表 11 (1の2) を記入する。(一括評価の貸倒引当金)

- ①「実質的に債権とみられない金額」のチェックもれに注意。
(買掛金、支払手形などの内訳を要確認)
- ②通常、繰入限度額以下の金額を経費にするので、損金不算入額は生じない。
- ③もし限度超過額があれば、別表 4、別表 5 (1) へ転記する。

14、別表11(3)を記入する。(退職給与引当金)

- ① 14年度改正により退職給与引当金の繰入額の損金算入は一切認められなくなった。
- ② それ以後に繰り入れた額は全額損金不算入。
- ③ 15年3月以降の決算日時点において存在する引当金は10年かけて10%ずつ取崩して益金へ。
- ④ 別表4、別表5(1)へ転記する。

15、別表14(1)、別表14(1)付表を記入する。(特殊支配同族会社の役員報酬損金不算入)

- ① 特殊支配同族会社に該当するかの判定
株式90%以上
役員50%以上の両方に該当すれば、損金不算入の対象となる。
- ② 基準所得金額の計算
800万円以下…適用除外
800万円超3000万円以下、かつ、オーナー給与50%超…適用あり
3000万円超…適用あり
- ③ 給与所得控除相当額が損金不算入になる。
- ④ 別表4へ転記する。

16、別表4への転記もれがないかチェックする。

17、別表7の繰越欠損金があれば、別表4の37欄で所得金額より控除し、別表7への転記を行う。

18、別表4の最終値を別表1(1)、別表3(1)へ転記する。

19、別表1にて、法人税額の計算を行う。

- ① 800万円以下：22%、800万円超：30%
- ② 所得税額の控除を忘れずに。
- ③ 中間申告分の法人税額の記入を忘れずに。

20、別表3(1)留保金課税の計算を行う。

- ① 大半の会社は課税されない。

2 1、第 6 号様式を記入する。(県民税、事業税)

- ① 事業税の最初の数字は別表 4 より所得金額を転記する。
- ② 県民税の最初の数字は別表 1 (1) 「10」より転記する。
- ③ 均等割は会社の規模によって金額が異なるので注意。
- ④ 事業税の税率、県民税の税率も県によって異なるので注意。

2 2、第 20 号様式を記入する(市民税)

- ① 市民税の最初の数字は別表 1 (1) 「10」より転記する。
- ② 均等割は会社の規模によって金額が異なるので注意。
- ③ 税率も市によって異なるので注意。

2 3、別表 5 (1)、別表 5 (2) に当期確定税額を転記する。

2 4、決算仕訳の追加を行って決算書を作り直す。

法人税住民税及び事業税／未払法人税等

2 5、別表 4 の修正を行う。

- ① 別表 4 の一番上の欄 (1 ①) に損益計算書の最終値 (登記純利益) を転記する。
- ② 「損金の額に算入した納税充当金」の欄に当期確定分で、決算仕訳で追加した金額を加算する。
- ③ 別表 4 の最終値および別表 1 (1)、第 6 号様式、第 20 号様式の税額は①②を行っても変わらないのでご安心を！

2 6、別表 5 (1) の訂正

- ① 「納税充当金」「繰越損益金」の訂正

2 7、別表 5 (2) の訂正

- ① 「納税充当金」の訂正

2 8、全体の最終チェック

29、完了！